

【2025年度 一期 法学研究科 2024年9月28日 実施】

小論文

現在の地域行政における代表的課題について、【ア】人口減少に伴う過疎化、【イ】人口減少に伴う地方自治体の税収減、【ウ】空家の増加、【エ】バスの減便・鉄道の廃止に代表される交通網の縮小、【オ】地方自治体のDX化、【カ】野生動物（特に害獣）の市街地への出没、【キ】自治体におけるハラスメント対策などがあげられる。これらの【ア】～【キ】の課題のうち一つを選び、選択した課題を文中に明示した上で、あなたの考えを述べなさい。

専門1(志望演習科目)

志望演習科目 (税法)

租税法について、次の設問に答えなさい。

1. 「所得税の納税義務者は、その性質上、原則として個人である。」、「納税義務者たる個人は、

わが国における住所、居所の有無、居住期間等わが国との地縁関係の濃淡に応じて、その課税範囲に相違がある。」

これらの文章から、納税義務者及び住所について述べなさい。(60点)

2. 法人税法について、次の各文章の空欄に適切な用語又は数字を記入して文章を完成させな

さい。(40点)

(1). 内国法人の各事業年度の所得の金額は、その事業年度の(①)の額からその事業年度の(②)の額を控除した金額とする。

(2). 内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上その事業年度の益金に算入すべき金額は、(③)の定めがあるものを除き、(④)、有償又は無償による資産の譲渡又は役務の提供、無償による資産の譲受その他の取引で(⑤)以外のものに係るその事業年度の収益の額とする。

(3). 青色申告の承認を受けている内国法人は、その事業年度以後の各事業年度の申告書を青色の申告書により提出することをやめようとするときは、その事業年度終了の日の翌日から、(⑥)以内に、所定の事項を記載した届出書を納税者の所轄(⑦)に提出しなければならない。

(4). 資本等取引とは、法人の(⑧)の増加または減少を生ずる取引並びに法人が行う利益又は(⑨)(資産の流動化に関する法律の規定する金銭の分配を含む。)及び残余財産の分配又は引渡しをいう。

(5). 交際費等とは、交際費、接待費、機密費、(⑩)費用で、法人が、その得意先、仕入先その他事業に関係ある者等に対する接待、供応、慰安、贈答(⑪)これらに類する行為のため支出するものをいう。

(6). 繰延資産とは、法人が支出する費用のうち(⑫)がその支出の日以後(⑬)に及ぶもので特定のものをいう。

(7). 使用人兼務役員とは、役員(社長、理事長その他特定のものを除く。)のうち(⑭)、課長その他法人の使用人としての職制上の地位を有し、かつ、常時使用人としての(⑮)に従事するものをいう。

(8). 定期同額給与とは、その支給時期が(⑯)の一定の期間ごとであり、かつ、その事業年度の各支給時期における支給額が(⑰)である給与、その他これに準ずるものとして一定の給与をいう。

(9). 内国法人がその有する資産の(⑱)をしてその帳簿価額を(⑲)した場合には、原則として、その減額した部分の金額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、(⑳)に算入しない。

専門2(選択)

以下の問題から1問を選択し、その番号を記入のうえ、解答しなさい。

問題1

志願者が選択しなかったため公開しない。

※閲覧希望者は本学教育支援課法学研究科窓口にて閲覧すること。

問題2

行為能力の制限について、制度の趣旨とともに、制度のあらましを説明せよ。

【2025年度 二期 法学研究科 2025年2月8日 実施】

小論文

労働者に対する賃金の支払いについて、使用者が、労働者の同意を得た場合に、一定の要件を満たすものとして厚生労働大臣の指定を受けた資金移動業者の口座への資金移動による賃金支払（いわゆる賃金のデジタル払い）が新たに認められた（令和4年1月28日厚生労働省令第158号）。賃金のデジタル払いについて、あなたの見解を述べなさい。

専門1(志望演習科目)

志望演習科目 (税法)

租税法について、次の設問に答えなさい。

1. 法人税と所得税の統合(二重課税を排除)について、二重課税を排除するためには、種々の方法があるが、これらの代表的な方式のうち、(1) 組合方式(partnership method)、(2) 法人税株主帰属方式(imputation method)、(3) 配当所得税額控除方式(dividend-received credit method)のそれぞれについて、簡潔に説明しなさい。(60点)

2. 所得税法について、次の文章の空欄に適切な用語又は数字を記入して文章を完成させなさい。(40点)

(1). 非永住者とは、居住者のうち日本の(①)を有しておらず、かつ過去10年以内において国内に住所又は居所を有していた期間の合計が5年以下である個人をいう。

(2). 納税申告書を提出した者は、その申告書に記載した税額に不足がある場合、純損失の金額が過大である場合又は還付税額が過大である場合にはその申告について更正があるまではその申告に係る課税標準等又は税額等を(②)する申告書を税務署長に提出することができる。

(3). 特定扶養親族とは控除対象扶養親族のうち年齢19歳以上(③)未満の者をいう。

(4). 居住者の配偶者でその居住者と(④)にするもの(青色事業専従者に該当するもので給与の支給を受ける者及び事業専従者に該当するものを除く。)のうち、(⑤)が48万円以下であるものを、控除対象配偶者という。

(5). 不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は(⑥)の金額の計算上生じた損失の金額のうち損益通算してもなお控除しきれない部分の金額を(⑦)という。

(6). 山林所得とは山林の伐採または(⑧)による所得をいう。ただし山林をその取得の日以後5年以内に伐採し又は(⑧)することによる所得は、山林所得に含まれないものとする。

(7). 委託者から(⑨)が引き受けた金銭信託で運用方法が同じである複数の信託財産を合同して運用するものを(⑩)という。

専門 2(選択)

募集区分における志願者がいなかったため公開しない